

監査結果公表第18 - 15号

住民監査請求に係る監査結果の公表について

平成18年9月13日付けで提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果について、同条第4項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成18年11月10日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

1 監査結果

別紙のとおり

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072 - 924 - 3896 (直通)

3 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八 監 第 1 2 5 号
平成 18 年 11 月 9 日

(請 求 人) 様

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 18 年 9 月 13 日付けで提出のありました地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

(省 略)

2 請求の提出

平成 18 年 9 月 13 日

3 請求の要旨

請求人より提出された請求の要旨は次のとおりである。

市営西郡住宅には第 1～第 4 集会所があり、葬儀や地域活動の場として使われてきましたが、最近はその使用が極端に減少しています。

そのため第 2 集会所を 2004 年 4 月より西郡地域協が運営する「街かどデイハウス」(たのしもう家)として発足、利用されています。

その「街かどデイハウス」には大阪府及び八尾市から他の「街かどデイハウス」同様補助金が支給されているにもかかわらず、八尾市は従前から行っていた管理委託費を継続し、(月)8 万 6 千円、(年)103 万 2 千円の管理委託費を支払っています。

これは明らかに 2 重払いであり、税のムダ使い以外のなにものでもありません。

昨今、安中地域協をめぐる事件を通して同和対策の見直しが言われていますが、市長

は「見直しは第三者機関を設置して検討する」旨の発言をされています。これでは行政の主体性というものが全く感じられません。

同和地区団体による利権行為は、厳しく見直さなければなりません、いぜん存在する部落差別解消のための施策は必要であると思います。

しかし、今回の事案、管理委託費の見直しの必要性は誰の目にも明白だと思しますので、貴職は、早急に市長に対し、厳正な措置（市長及び管理担当者に管理委託の中止及び2004年4月からの委託費の返金）を求められるよう請求します。

4 事実を証する書面

- ・平成18年8月8日付け 西郡地区第2集会所における街かどデイハウス事業使用及び管理委託費支出に関する八尾市長、建築長、住宅管理課長への公開質問状
 - ・平成18年8月31日付け 上記公開質問状に対する建築長名による回答書
 - ・「街かどデイハウス楽しもう家」のパンフレット、ホームページ
- （以上、いずれも掲載を省略）

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求が、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条に規定する形式上の要件を具備しているものと認め、平成18年9月22日にこれを受理する決定をした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

平成18年10月3日、請求人に対し、自治法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人から、請求内容を補足する陳述がなされたが、新たな証拠の提出はなかった。その要旨は次のとおりである。

- (1) 市営西郡住宅第2集会所（以下「第2集会所」という。）について、西郡地域住民からの指摘に基づき調査したところ、第2集会所において街かどデイハウス「楽しもう家」すなわち八尾市人権西郡地域協議会（以下「地域協議会」という。）が街かどデイハウス事業を運営されていることが判明した。
また、従前からこれらの集会所には八尾市から管理委託費が出されていると聞き及んでいたため、八尾市建築長、同住宅管理課長に問い合わせたところ、これも地域協議会へ(月)8万6千円、(年)103万2千円が支払われていることが判明した。
- (2) 私たちは大阪府の高齢者対策の一環である事業イコール街かどデイハウスを否定するものではない。八尾市でも既に高安中学校区と安中地域を除くすべての中学校区に街かどデイハウスが設立されていることを知っている。
- (3) 他のデイハウスでは、自宅を提供されるか、月額数万円から10万円以上の家賃を支払って運営されている。反面、第2集会所の「楽しもう家」は市の建物であるから、家賃もいらず、光熱水費も市が負担している。

このように街かどデイハウスの中でも「楽しもう家」は他に比べ恵まれており、府の規定でもその場所で他の事業は認めていない。

- (4) そんな状況下でありながら、なぜ管理運営費が支給されているのか、まさに二重払いになっていることは明白である。

こうした疑問に対し、市側は「利用頻度の低い集会所については将来、統廃合に努める」と主張しているが、何時のことか判らない。昨今の厳しい財政状況下、出す方も受ける方もあまりにもずさんであり、市民の血税をなんと思っているのかと言わざるを得ない。

3 監査対象事項

(1) 監査請求の期間制限の適用

住民監査請求の請求期間については、自治法第 242 条第 2 項において、「住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされている。

本件請求において、既に請求期間を徒過しているものも含まれているが、そのことについて正当な理由があることが請求書によって疎明されておらず、また、特段正当な理由となる事由も見当たらないことから、請求期間を徒過していることについて、正当な理由はないものと判断した。

なお、当該街かどデイハウス補助事業及び管理清掃委託契約が平成 17 年 4 月 1 日から 18 年 3 月 31 日の期間となっていることから、1 年間を一体の行為とみなし、本件請求については、平成 17 年度及び 18 年度における両事業支出を対象とした。

(2) 監査対象事項について

請求の趣旨について、住民監査請求書及び請求人の陳述から検討した結果、本件請求は、街かどデイハウス「楽しもう家」に市から補助金が支出されているにもかかわらず、「楽しもう家」と同一の組織である地域協議会に管理清掃業務委託費として、市から支出されており、このことから、公金の二重払いにあたり、違法・不当であると主張していると判断した。

そこで、監査対象事項を次のとおりとした。

平成 17 年度及び 18 年度における、第 2 集会所での街かどデイハウス支援事業の補助金支出が適正に行われているか。

平成 17 年度及び 18 年度における、第 2 集会所の管理清掃委託業務の委託料支出が適正に行われているか。

上記 2 事業の支出内訳において、二重払いにあたるべき重複する目的、内容がないか。

なお、住民監査請求書及び請求人の陳述内容から判断すると、第 2 集会所での街かどデイハウス支援事業については、特段違法・不当性を主張していないことから監査

対象外となることも考えられるが、請求人の主張する主旨が財務会計行為の重複性にあることから、当該事業についても監査対象事項とした。

4 監査対象部局

保健福祉部高齢福祉課
建築都市部住宅管理課

5 監査対象部局の陳述

平成 18 年 10 月 10 日、関係職員（保健福祉部高齢福祉課長、同部高齢福祉課長補佐、同課高齢福祉係長、建築都市部建築長、同部次長兼住宅管理課長、同部住宅管理課長補佐 2 名）から陳述の聴取を行った。

なお、当該席上においては、自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人が立ち会われ、最後に感想を述べられた。

関係職員の陳述の要旨は次のとおりである。

<保健福祉部所管の街かどデイハウス支援事業>

当該事業の目的及び補助金支出の根拠

当該事業は、「自立高齢者等の生活の支援、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、高齢者の福祉の増進と地域福祉活動の促進を図ること」を目的として、大阪府と八尾市の補助事業として実施しており、「大阪府街かどデイハウス支援事業実施要綱」「大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助金交付要綱」「八尾市街かどデイハウス事業運営補助金交付要綱」等に基づき事業実施している。

補助対象事業の設置基準、事業主体、実施箇所等について

市内の各中学校区に 1 ヲ所を基本として、府並びに市の同事業に係る要綱に定める「実施主体、施設、職員配置、管理・運営基準等の補助事業の要件」を満たすこととしている。事業実施主体に関しては、原則として法人格を持たない住民参加による民間非営利団体及び特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体としている。

実施箇所については、平成 18 年度当初で 14 ヲ所（12 中学校区）であったが、現在事業運営をしているのは 13 ヲ所（11 中学校区）となっている。

補助金額の積算内容、事業者の収支状況

事業補助の対象としているものは、事業運営に必要な「報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、報償費、需用費、修繕料、役務費、委託料、保険料、備品購入費、使用料及び賃借料、光熱水費、研修費」となっている。

ほぼ全ての街かどデイハウスにおいて、「事業補助金の上限 600 万円」と「利用者から徴収する利用料及び食材料費等実費」並びに「寄附等」を収入として事業運営しており、収入額の範囲で、スタッフの人件費、ボランティアへの謝礼金、文具・実習材料・食材購入費、電話料、家賃・機器等の賃借料、電気・ガス・水道代等の支出が賄

われている。

第 2 集会所における街かどデイハウス事業及び補助事業の開始時期、補助対象事業者について

平成 16 年 4 月から補助事業の対象として事業実施されているが、前 1 月分の利用状況等を勘案して決定することから、実事業開始は平成 16 年 3 月 1 日である。補助対象団体は、地域協議会であるが、街かどデイハウスの名称は「楽しもう家」である。

第 2 集会所で、街かどデイハウスを行うこととなった経緯、市内で公共施設を使用して開設している実績の有無

街かどデイハウス事業実施にあたっては、設置予定者において実施場所の設定が行われ、高齢福祉課として実施場所を設定することはなく、他の要件とともに実施予定場所が事業実施要件に適合するかどうかについて確認をしている。

集会所の利用そのものは、街かどデイハウスの実施場所として除外されるものではなく、大阪府の要綱中には、実施場所の例示として「集会所」が掲げられている。なお、他の街かどデイハウスの設置場所については、市の公共施設を利用している例はない。

補助金の対象に集会所の使用料及び光熱水費が含まれているか、また、含まれている場合の金額について

平成 16 年 4 月の補助対象当初から実施場所の使用料が含まれているが、光熱水費は含まれていない。使用料の金額については、平成 17 年度において年間 84 万円である。

請求人が「街かどデイハウス支援事業補助金と集会所管理委託料の支払が二重払いにあたる」と主張されていることについての見解

平成 17 年度の各事業箇所での補助内容を見ると、無償貸与を受けている 1 ヲ所を除き、13 ヲ所で使用料及び賃借料に係る経費が補助対象経費中に含まれており、年間で 6 万円から 192 万円の範囲で計上されている。

今回監査請求のある街かどデイハウスについては、市営住宅の集会所を活用して実施されており、当該集会所の利用にあたって、地域の取り決めにより定められている利用料額により積算された経費が支出されており、補助対象経費として計上されているもので、本市補助金交付要綱に定める「実施場所に係る使用料及び賃借料」に該当するものと判断している。

街かどデイハウスの実施主体は、当該集会所の管理者と同一であるが、街かどデイハウス事業は会計上区分され、収支経理されており、この点においても事業実施する上で施設使用の為に要する経費支出に該当するものであり、仮に管理者と同一でない団体が、街かどデイハウスを実施する場合においても、施設使用料の支払いと事業補助対象とすることについて、同様の取扱いになるものである。

従って、請求人の主張に関しては、当該補助金と管理委託料とが性格・目的を異に

するものであり、管理委託料の範囲に、当該補助金対象である施設利用料に係る経費を含んでいない限りにおいて、両方の支払をもって二重払いには該当しないものと考える。

< 建築都市部所管の市営西郡住宅集会所管理清掃委託業務 >

市営西郡住宅集会所の設置時期、目的

市営西郡住宅第 1 及び第 2 集会所は昭和 45 年 7 月、第 3 集会所は昭和 50 年 8 月、第 4 集会所は昭和 62 年に建設されている。

集会所については、公営住宅法第 2 条第 9 号において定められている共同施設であり、「入居者の共同の福祉のために必要な施設」と位置付けられている。

市内の各市営住宅集会所の管理及び清掃の形態及び規程等

市営西郡及び安中住宅については、業務委託契約により、集会所内外の清掃、使用調整並びに事故発生防止等の管理業務を委託している。

市営萱振住宅については、竣工時に周辺自治会から集会所の利用並びに自主管理等について申し入れがあり、運営委員会にて作成した運営要領を市が承認し、自主管理運営となっている。

各集会所の使用料の料金設定及び取り扱い、光熱水費の取り扱い

市営萱振住宅以外の集会所については、機能更新計画の中で自主管理への移行を目標としているが、現時点では実現しておらず、市として使用料は設定していない。地元で自主的に規約を定め、利用者負担金を設定し、市の管理運営委託費では賄えない備品類の緊急補修等に充てられていると聞いている。

市営萱振住宅については、自主管理の原資に充てるため、運営要領において、利用者、利用区分ごとに使用料を定めている。

光熱水費についても、市営萱振住宅については自主管理の中で負担していただいております。市営西郡及び安中住宅については、市が負担している。

各集会所の月別使用状況

平成 17 年度実績から、市営西郡住宅については第 1 集会所が月平均 1.3 回、第 2 集会所が 24.8 回、第 3 集会所が 1.8 回、第 4 集会所が 12.8 回である。市営安中住宅については、第 1 集会所が月平均 0.8 回、第 2 集会所が 1.1 回、第 3 集会所が 0.8 回となっている。

市営萱振住宅については、集会所が 1 ヲ所のみで月平均 6 回となっている。

管理清掃委託業務の目的及び内容

業務委託については、集会所の円滑な運用と常時使用可能な状態を維持することを目的としており、内容は、集会所内外の清掃、使用調整及び事故発生防止等の管理業務となっている。

清掃については、集会所の玄関、出入口、前庭コンクリート部分について箒での清掃、ホール、床面のモップでの清掃、集会室内の掃除機による清掃を週2回、玄関入り口及び室内のガラス面、金属面の拭き掃除、壁面のはたき掛け、炊事場、便所の清掃等を週1回、日常清掃として委託している。

また、月1回の定期清掃として、玄関、出入口床の水洗い、集会室内備品、窓ガラス金属面の水拭き、炊事場、便所の洗剤による洗浄等を委託している。ごみについては、定められた搬出日に排出していただくものとしている。

管理業務としては、主に使用申し込みの受付調整、火災・盗難等の発生防止のための見回り点検等を委託している。

委託金額については、上記清掃業務について、仕様書で定める日常清掃時間を4時間と見込み、週2回分と週1回分、合わせて週3回で1ヵ月12回、定期清掃を5時間と見込み、時給720円で月53時間を2名、計7万6千320円、管理費については月により変動があるため、時給での算定はしていないが、管理及び経費で5千585円に消費税をあわせ、1ヵ所あたり月8万6千円の委託費としている。

なお、委託料に光熱水費は含まれておらず、市が直接実費を関西電力、大阪ガス等に支払っている。

地域協議会と契約に至った経過

地域協議会は、地区自治振興委員会や民生・児童委員地区委員会、西郡生きがい事業団等、各種団体をはじめ、周辺地域の住民も参画した団体であり、これまでの活動の中で貴重な実績やノウハウを有しており、地域のコミュニティづくりを担う、自治会的な団体である。

集会所の管理については、申込調整など、地域事情に精通し、円滑な対応が必要なことから、自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものであるため、随意契約としている。また、地域協議会には地域の各種団体が構成団体として参画しており、適正かつ円滑な管理委託が可能であるため、委託先として適切であることから、随意契約先として選定している。

第2集会所での街かどデイハウスへの使用許可等

街かどデイハウス支援事業の第2集会所での実施については、当初地域協議会から、地域住民の高齢者の自立支援、介護予防、地域支え合いの事業として、大阪府補助事業の街かどデイハウスを実施したいが、第2集会所を使わせてもらえないか、との相談を受けたものである。

近年の利用状況並びに地域内に集会所が他に3ヵ所存在することから、街かどデイハウスとして利用されても、集会所全体での運用に支障がないこと、また、実施事業が、自立高齢者等の生活支援、社会的孤立感の解消等、高齢者の福祉の増進と地域福祉の促進を図ることが目的であることから、利用目的が適当と判断し、平成16年2月末に許可したものである。

使用許可の内容としては、原則、月曜から金曜の平日週 5 日、午前 9 時から午後 5 時まで、集会所全体の使用を許可するものとなっている。本使用許可については、特別なものとして位置付けているものではなく、通常の申し込みの場合でも先着優先が原則であり、使用申込内容によっては、調整を行っており、委託の範囲内で対応しているものと認識している。

使用後の清掃については、通常の使用においても、使用者の責任の範囲で一定の片づけを行うのと同様、街かどデイハウスにおいても使用者として使用後の後片づけを行っている。

請求人が「街かどデイハウス支援事業補助金と集会所管理委託料の支払が二重払いにあたる」と主張されていることについての見解

集会所管理清掃委託については、申し込みの受付調整、点検等の管理業務と清掃業務を委託しているものであり、他方、街かどデイハウス補助金については、デイハウス事業運営のための補助金であると聞いており、その目的、業務内容ともに全く異なること、実際にデイハウス事業での使用の間も、清掃業務等の委託業務はデイハウスとは別に実施されていることから、公金の二重払いにあたるとは考えていない。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 街かどデイハウス支援事業補助金について

補助金の状況

本事業は、介護保険制度において自立と判定された高齢者に対して介護予防を図りながら高齢者の生活の支援、社会的孤立感の解消、心身機能の維持・向上等を図るとともに、高齢者の福祉の増進と地域福祉活動の促進を図ることを目的に、地域の身近な既存の施設を活用して、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも生活し続けられるよう、住民参加型非営利団体等で日帰りサービスを提供する事業者に、市が補助を行っているものである。

事業運営については、600 万円を上限とした事業補助金、利用者負担金及び寄付金等を収入とし、収入額の範囲内で人件費、需用費、修繕費、役務費、保険料、賃借料及び使用料、食材料費等が賄われている。なお、事業補助金については、現在、大阪府よりその四分之三が補助されている。

事業の内容や完了の確認については、八尾市街かどデイハウス事業実施団体指導及び監査実施要綱に基づき、実地指導を行っており、補助金の額確定にあたり、事業者より実績報告書が提出され、事業の完了の確認を行っている。

支出等の状況

第2集会所での街かどデイハウス事業に対する、平成17年度の補助金については、600万円が交付され、補助対象の内容は以下のとおりである。

区分		金額	積算内訳
総事業費	対象経費実支出額	人件費 管理費	5,669,600円 1,853,084円
		A 小計	7,522,684円
	対象外経費 実支出額		0円
		B 小計	0円
合計(A+B)		7,522,684円	
実収入額	利用料収入額	1,434,395円 88,289円	利用者負担金1,434,395円(57円×13,164時間、食費684,047円) その他利用者負担金88,289円
	小計	1,522,684円	
	その他寄付金等	0円	
	小計	0円	
C 合計		1,522,684円	
対象経費支出額(A-B-C)		6,000,000円	

(地域協議会提出、17年度事業実績報告書より)

なお、補助金交付手続等の状況は以下のとおりとなっている。

補助金交付申請...平成17年4月1日

補助金交付決定通知...平成17年5月13日、金額600万円

各手続	手続日等	金額(円)	各手続	手続日等	金額(円)
補助金交付請求(前期)	H17.5.13	3,000,000	補助金交付請求(後期)	H17.10.7	3,000,000
支出負担行為(前期)	H17.5.16		支出負担行為(後期)	H17.10.11	
支出命令(前期)	H17.5.17		支出命令(後期)	H17.10.12	
支出日(前期)	H17.5.25		支出日(後期)	H17.10.25	

補助金実績報告...平成18年3月31日、金額600万円

支出負担行為、支出命令については、他の街かどデイハウス事業者分と一括で処理されており、上記金額については、当該デイハウス事業「楽しもう家」に対する対象金額を掲載。

平成 18 年度の補助金については、本件住民監査請求日現在 300 万円が交付され、補助対象の内容は以下のとおりである。

区分		金額	積算内訳
総事業費	対象経費支出予定額	人件費 管理費	給料 5,040,000 円 賃金 276,172 円 需用費 480,000 円 役務費 10,000 円 保険料 20,500 円 使用料及び賃借料 840,000 円 食材料費 737,100 円
		A 小計	7,403,772 円
	対象外経費支出予定額		0 円
		B 小計	0 円
	合計 (A+B)		7,403,772 円
収入予定額	利用料収入予定額	666,672 円 737,100 円	利用料 666,672 円 食材料費 737,100 円
	小計	1,403,772 円	
	その他寄付金等	0 円	
	小計	0 円	
	C 合計	1,403,772 円	
対象経費支出予定額 (A-B-C)		6,000,000 円	

(地域協議会提出、18年度事業実施計画書より)

なお、本件監査請求日現在の補助金交付手続等の状況は以下のとおりとなっている。

補助金交付申請...平成 18 年 4 月 1 日

補助金交付決定通知...平成 18 年 4 月 26 日、金額 600 万円

各手続	手続日等	金額(円)
補助金交付請求(前期)	H18.5.1	3,000,000
支出負担行為(前期)	H18.5.2	
支出命令(前期)	H18.5.2	
支出日(前期)	H18.5.15	

支出負担行為、支出命令については、他の街かどデイハウス事業者分と一括で処理されており、上記金額については、当該デイハウス事業「楽しもう家」に対する対象金額を掲載。

(2) 第2集会所管理清掃委託業務について

委託業務の状況

本事業については、市営西郡住宅の集会所4カ所の円滑な運用と常時使用可能な状態を維持することを目的として、集会所使用申込みの受付調整、火災・盗難等の発生防止のための見回り点検等の管理業務と、集会所内及び周辺の清掃業務を地域協議会に委託している。

委託業務の確認については、毎月、業務完了届により確認を行うとともに、市職員が当該住宅に赴いた際に、随時清掃状態の確認を行っている。

なお、月額委託金額の積算内訳は以下のとおりである。

項目	金額(円)
賃金(時給720円×53時間/月×2人)	76,320
管理経費等	5,585
消費税	4,095
合計	86,000

支出等の状況

平成17年度及び平成18年度(本件住民監査請求日現在)の支出等の状況は、以下のとおりである。

(平成17年度)

契約日...平成17年4月1日、契約期間...平成17年4月1日から18年3月31日

支出負担行為日	支出命令日	支払日	金額(円)	支出負担行為日	支出命令日	支払日	金額(円)	
H17.4.1	H17.5.2	H17.5.9	86,000		H17.11.1	H17.11.8	86,000	
	H17.5.31	H17.6.8	86,000		H17.12.1	H17.12.9	86,000	
	H17.7.1	H17.7.8	86,000		H18.1.5	H18.1.13	86,000	
	H17.8.2	H17.8.8	86,000		H18.2.1	H18.2.8	86,000	
	H17.8.31	H17.9.6	86,000		H18.3.6	H18.3.10	86,000	
	H17.9.30	H17.10.6	86,000		H18.3.31	H18.4.7	86,000	
							合計	1,032,000

(平成18年度)

契約日...平成18年4月1日、契約期間...平成18年4月1日から19年3月31日

支出負担行為日	支出命令日	支払日	金額(円)	支出負担行為日	支出命令日	支払日	金額(円)	
H18.4.1	H18.5.1	H18.5.10	86,000		H18.8.1	H18.8.10	86,000	
	H18.6.1	H18.6.9	86,000		H18.9.5	H18.9.8	86,000	
	H18.7.3	H18.7.10	86,000					
							合計	430,000

平成17年度、18年度ともに、上記支出負担行為、支出命令については、市営西郡住宅の集会所4カ所分を一括処理しており、上記金額については当該第2集会所分のみ掲載。

2 判断

請求人は、街かどデイハウス「楽しもう家」に市から補助金が支出されているにもかかわらず、「楽しもう家」と同一の組織である地域協議会に管理清掃業務委託費として、市から公金が支出されていることは公金の二重払いにあたることを主張している。

そこで、「街かどデイハウス」に対する補助金の交付、西郡地区集会所管理清掃業務にかかる委託料の支出の適否及び両支出金の二重払いについて判断する。

(1) 「街かどデイハウス」に対する補助金の交付について

自治法第 232 条の 2 は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」旨規定している。本補助事業は、老人福祉法に基づき大阪府街かどデイハウス支援事業実施要綱及び八尾市街かどデイハウス事業運営補助金交付要綱により、自立高齢者等の生活の支援、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、高齢者の福祉の増進と地域福祉活動の促進を図ることを目的に府及び市の補助を受けて運営されており、補助金の算定は、当該事業に必要な人件費、食材料費、使用料及び賃借料等から利用者負担を差し引いた金額を対象とし 600 万円を上限としている。第 2 集会所における当該事業については、年間延利用者 2,912 人と事業効果をあげており、公益上の必要性が認められ、適正な補助金交付であると判断できる。

また、平成 17 年度及び 18 年度の補助金交付決定、事業実施状況の検証、補助金請求支払手続き及び完了実績報告を確認しての補助金額の確定までの補助事業の手続き並びに財務会計処理については、同要綱及び市財務規則等に基づき行われており、違法・不当性は認められない。

なお、第 2 集会所での街かどデイハウス「楽しもう家」としては、光熱水費は補助金の対象となっていない。

(2) 西郡地区集会所管理清掃業務にかかる委託料の支出について

公営住宅の集会所は、公営住宅法第 2 条第 9 号において「入居者の共同の福祉のために必要な施設」と定められ、第 2 集会所は昭和 45 年に建設されている。集会所の管理については、同法第 15 条では、「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。」とされており、その管理方法については特段の定めはない。また、委託先については、建設当時から管理団体となる地元自治組織がなく、現在の地域協議会に委託し、以来、その形態が継続している。

契約内容等については、その業務内容を管理と清掃の 2 業務として、4 カ所の集会所について、管理並びに週 3 回の日常清掃及び月 1 回の定期清掃を行うこととなっており、契約に基づく支出負担行為、完了確認、請求支払い手続き等は市財務規則等に基づき処理されており、違法・不当性は認められない。また、委託先の選定に関しても、住宅入居者が集会所を利用する際に調整が必要であることや、地元事情に精通していることを理由に、地域協議会と自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約がなされているなど、契約・選定手続について一定の合理性は

認められる。

(3) 請求人の二重払いとの主張について

請求人が問題としている、街かどデイハウス「楽しもう家」に市から補助金が支出されているにもかかわらず、「楽しもう家」と同一の組織である地域協議会に管理清掃業務委託費として、市から支出されていることに関し、まず、街かどデイハウス「楽しもう家」は、他の利用者が葬儀等に使用する場合と同様に第2集会所を使用するにあたり、定められた使用料を支払い、一時利用する形態をとって当該事業を行っており、市からの交付される補助金に含まれる、当該使用料に相当する額を使用料として地域協議会に収めている。一方、市との委託契約に基づき管理清掃業務を受託した地域協議会に対しては、委託業務の遂行をもって委託料を支出しているものである。

従って、補助事業と委託業務との関係においては、街かどデイハウス補助金は施設の管理業務とは異なる別個の目的・内容を持つ補助金の交付であり、一方、管理清掃委託料は当該施設の管理及び清掃業務の対価として委託料を支出しており、その実体において、違法・不当性は認められず、また、公金二重払いにはあたらないと判断する。

3 結論

以上のことから、本件請求の対象となっている委託業務にかかる支出については、請求人の主張には理由はなく、当該措置の必要を認めない。

< 監査結果に付する意見 >

本件請求については、上述のとおりであるが、第2集会所における街かどデイハウス事業に対する使用許可が、週5日を継続的に使用する内容であることから、使用料の取扱い、管理清掃費の負担などについて、下記の意見を付す。

1 西郡地区集会所管理清掃業務委託契約について

第2集会所にあっては、街かどデイハウス事業として使用しているため、使用回数と同地区の他の集会所と異なる状況になっている。

一般的には使用料は施設の維持管理経費に充てられるべき収入と考えられることから、自主的な管理運営がなされるまでの間、地域協議会へ委託している西郡地区集会所管理清掃業務の委託料について、地域協議会が徴収している当該集会所の使用料を差し引くなど十分反映した金額になるよう検討されたい。

2 集会所の管理に関する規程について

集会所の管理に関し、市は管理要綱を定め、管理清掃業務を委託しているが、管理に係る業務委託については無制限に許されるものではなく、使用許可等の公権力の行使にあたる事務や監督権等の行政責任を果たす上で必要なものは市に留保しておく必要が

あると考えられる。当該管理要綱や委託契約書ではこの点について明確さを欠いているため、規定の整備を図られたい。

3 集会所の統合及び管理運営体制について

平成 16 年 7 月に策定された「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」において、集会所の機能更新等について「入居者をはじめ、地域住民の自主的な活動の場として、集会所を有効活用していくためには、施設の機能更新を図り、また、利用頻度の低い集会所については、統合化を含めた検討に努める。また、その際には、自主的な管理運営体制についての検討に努める」とされており、速やかに検討のうえ、実施されたい。